

秩父市農業委員会 令和元年 第8回 定例総会 議事録

1 会 期 令和元年8月22日(木) 午後3時00分から
同 日 午後4時55分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	12番	糸 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(1人)

委 員	5番	富 田 和 雄
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について	(4件)
議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請について	(3件)
議案第36号	農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について	(4件)
議案第37号	農地法第5条の規定による許可申請について	(25件)
議案第38号	農地利用集積計画の決定について	(1件)
議案第39号	農地利用配分計画の意見について	(1件)
議案第40号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(1件)
議案第41号	土地改良法第3条第8項の規定による農用地として利用する旨の申出について	(4件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (12人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	笠原 広久	小林 弘
第3区域	小久保 健司	
第4区域	大島 正一	
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	引間 勲
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (2人)

第3区域	田口 俊夫
第4区域	新井 一郎

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主席主幹	小嶋 祥弘
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主席主幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主事補	南 唯		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（糸会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和元年第8回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（糸会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総 会 成 立 の 報 告

議長（糸会長） 本日、5番 富田和雄委員、第3区 田口俊夫推進委員、第4区 新井一郎推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

議長（糸会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。2番 横田友委員及び4番 高野忠財委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（糸会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件はございませんでしたので、ご了承願います。

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

議長（糸会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の2ページをお開きください。議案第34号、番号5を削除してください。

次に3ページをお開きください。番号2 担当委員を6番 石橋総一郎委員へ変更してください。

次に9ページをお開きください。番号10 申請事由に（追認：昭和40年～）を追加してください。

次に10ページをお開きください。番号13 申請事由に（追認：昭和10年～）を追加してください。

次に15ページをお開きください。番号24 担当委員を6番 石橋総一郎委員へ変更してください。

同じく15ページの番号25 申請事由に（追認：昭和40年～）を追加してください。

次に16ページをお開きください。議案第38号 利用権設定終期を令和11年11月30日に訂正してください。

次に19ページをお開きください。担当農業委員 5番富田和雄委員を削除してください。また。担当推進委員を4区 新井一郎委員から大島正一委員へ変更してください。訂正は以上です。

それでは、令和元年 第8回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてが4件、議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請についてが3件、議案第36号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請についてが4件、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてが25件、議案第38号 農地利用集積計画の決定についてが1件、議案第39号 農地利用配分計画の意見についてが1件、議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが1件、議案第41号 土地改良法第3条第8項の規定による農用地として利用する旨の申出についてが4件、以上でございます。 よろしくお願ひします。

議長（条会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願ひます。

日程第7 議 案 審 議

議案第34号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （4件）

議長（条会長） 次に、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第34号番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、品沢 字 内出（うちいで） 畑 1筆 118㎡で、平成23年に相続により取得した土地です。案内図の1ページをご覧ください。申請地は、大田小学校の東南東に約790m離れた場所にあります。

申請の目的は農業経営の拡大です。

譲渡人は高齢であり、今後、当申請地を農地として管理していくことが難しくなってきたため、この度、同地内で農業を営む譲受人にここを譲り渡したいとして申請されました。

譲受人は現在、秩父市太田・品沢地内に計7,496㎡の農地を所有しており、これは秩父市品沢地区内における下限面積要件30アールを上回っています。農作業歴は20年に及び、農機具におかれましては、トラクター3台、コンバイン2台、運搬機7台、軽トラック2台、ダンプ1台を所有しています。現在は姉と二人で野菜、イチジク、栗の栽培をしており、申請にあたり、譲受人の所有する農地を調査したところ、よく管理された状態にありました。

申請地は譲受人の自宅から約100m離れた場所にあり、隣接農地は譲受人所有のもののみとなっています。また、許可後の作付計画では、彼岸花等の花を作付する予定になっています。

なお、申請地の一部には市危機管理課の所有する防火水槽が設置されておりますが、地域防災のため、許可後も引き続き現況のまま使用するかたちになり、隣接する道路にトラクター等を駐車しないこと、道路を土で汚さないこと等について、周辺農家との話し合いもできているとのことでした。

申請地の現況は、保全管理された状態でした。

高野参与 番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

案内図の2ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 大沼 畑 2筆 118.88平方メートルで、影森駅の南200メートル付近に位置し、平成30年売買により取得した土地です。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大です。

この申請地につきましては、平成30年10月第10回定例総会において、5条申請案件として審議、決定いただき、平成30年11月16日付けで農地転用の許可を受けた土地ですが、事情により前所有者、本案件の譲受人が再取得するとの

ことで申請されました。

譲受人は現在、下影森の自宅周辺に畑を所有し、野菜、果樹の栽培を行っています。

現在の耕作面積は、合計 2,759.99 平方メートルと 影森区域における 別断面積 10 アールを上回っており、農作業歴も 35 年になるとのことです。

作付け計画では、隣接する譲受人所有地と一体利用を図り、果樹を栽培することです。

現地を確認しましたところ、梅の木が植栽されている農地でした。

議長、休憩をお願いします。

議長（条会長） 暫時休憩いたします。

3時13分～3時15分（休憩）

議長（条会長） 休憩前に引続き会議を再開いたします。

小嶋主席主幹 番号3について説明します。議案書の2ページをご覧ください。

本件は、令和元年第7回定例総会において審議いただいた「議案第29号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項規程に基づき決定された黒谷字前沢（まえざわ）・畑・1筆・557㎡について譲り受けた旨申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したため、このたび申請に至ったものです。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりで、申請地は昭和43年に相続により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。土地の所在につきましては、高篠小学校の北約1400m離れた場所に位置しています。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者です。かねてより農業に興味があった譲受人は、以前から農地を取得したいと考えており、このたび仕事を退職したことから、最適な農地を探していたところ、相手方との調整が整ったため、この度の申請に至りました。

譲受人は現在、市外に居住しておりますが、申請地の隣接の宅地も所有し住宅を建築したうえで移住し、就農をしたいとして申請しています。農業用の機械は有しておりませんが、譲渡人から耕うん機を借用し、農作業を行う予定です。

作付計画としては、申請地に自家用の一般野菜、一部に果樹を作付予定であり、様子を見ながら、申請地に適した作物を栽培していきたいとのこと。

現地を確認しましたところ、保全管理されておりました。

新井主席主幹 番号4について説明します。これは平成30年第12回総会にお

いてご審議いただいた「議案第69号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された案件であり、それぞれ譲り受けたい旨の申し出があり譲渡人とも協議が成立し、このたびの申請に至ったものです。

なお、譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。案内図の4ページをご覧ください。

申請地は下吉田 字 新田原内南 畑1筆 479㎡、県道下小鹿野 吉田線釜の上農園村交差点から南南東に約1020m付近です。譲受人は新規就農者で、申請地から300mほど離れた場所に居住していますが、本申請地に隣接した宅地に家を建築中で来年の初めころまでには完成する見込で、家庭菜園を行いたいと今回の申請になりました。

農業経験はありませんが、ユンボ1台、軽トラックを所有しており、自家用野菜を育てる予定です。現地を確認したところ不耕作の状態でした。

議長（桑会長） 説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用適化推進委員の意見を伺います。

6番（石橋委員） 議案第34号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。先日、譲受人本人に面会しましたが一生懸命農業をしています。問題ないと思われれます。皆様のご審議をよろしく願います。

4区（大島推進委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局と6番委員とで現地を確認しましたが、譲受人の農地と地続きの畑であり、問題はないと思います。

3番（高橋委員） 番号2について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。5条許可後問題が発生したため、元々の譲受人に返還し、農地として管理していくとのことで、問題ないと思われれます。皆様のご審議をよろしく願います。

1区（浅見推進委員） 番号2について意見を申し上げます。現在も農地として利用されており、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。

3番（高橋委員） 番号3について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。現在は不耕作状態ですが、今後耕作してもらえるのであれば良いことだと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

3区（小久保推進委員） 番号3について意見を申し上げます。現地は山間の土地ですが、耕作してもらえるのであれば推進委員としては賛成します。よろ

しく願います。

4番（高野委員） 番号4について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。新規就農者ですが問題ないと思われま。 皆さんのご審議をよろしく願います。

5区（引間推進委員） 番号4について意見を申し上げます。現地確認もしましたが農地として利用されるならば、問題ないと思いま。 ご審議よろしく願います。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺いま。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めま。以上で、質疑を終結いたしま。これより採決をいたしま。議案第34号について賛成をする諸君の挙手を求めま。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり許可することに決しま。

議案第35号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（3件）

議長（糸会長） 次に、議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたしま。事務局に議案の説明をいたさせま。

岩田主事 私からは番号1について説明しま。

申請人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大畑町 田 1筆 714㎡で平成23年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の6ページをご覧ください。申請地は、秩父第一中学校の北西に約300m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しま。

転用目的は共同住宅用地です。

申請事由ですが、申請者は現在、就業中であり農業に従事する時間が乏しく、申請地が将来的に遊休農地になる懸念があるとして、学校や病院等が近く、生活環境が整っている当申請地に共同住宅1棟5軒分の建築を計画し、申請されま

た。

資金調達計画も整っております。また隣接に耕作農地がないことから、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

南主事補 次に、番号2について説明します。

申請者、土地の所在等は議案書記載の通りです。

申請地は荒川上田野字船川 畑 1筆 517㎡のうち105㎡で、平成20年に相続により取得しています。

案内図7ページをご覧ください。申請地は秩父鉄道武州中川駅より南東約500メートル付近にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、平成21年頃より宅地への進入路として使用されていましたが、この度農地であることが判明しました。

農地に復旧することも難しいことから、今後も引き続き、現況の状態で使用していきたいとして始末書添付の上、申請されました。

なお、申請地は秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

現地を確認したところ、進入路として利用されておりました。

新井主席主幹 番号3について説明します。

申請者、申請地、申請事由等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 下吉田 字 取方（トリカタ） 畑1筆 509平方メートルで、昭和57年に贈与により取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。

申請地は、吉田小学校から南東へ約550メートルにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は住宅用地の拡張になります。

申請者は現在、秩父市外に居住していますが、この度、物置や庭がある自宅前の敷地が畑のままであることが判明したため、始末書添付の上申請されたものです。

隣接する宅地等一体利用地の面積514㎡を合わせると1023平方メートルとなりますが、申請者の父の代には、酪農を営んでおり、申請地には牛舎、堆肥

舎、サイロが建っていました。その後、自宅裏の敷地が道路用地に掛かることになり、平成5年ころ母屋、土蔵、隠居屋、牛舎、堆肥舎などを壊し、平成7年ころ現在の住宅を建て、申請地には物置や庭を作ったものです。

現地を確認したところ、申請のとおり物置と庭となっておりました。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 議案第35号 番号1について意見を申し上げます。現地は草刈りがされており保全管理されておりました。近隣の状況、第3種農地であるなど、総合的に判断して止むを得ないと判断しました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

6番（石橋委員） 番号2について意見を申し上げます。概要につきましては、事務局が説明をしたとおりです。現地を確認してきましたが、始末書も添付されており、特に問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

13番（彦久保委員） 番号3について意見を申し上げます。概要につきましては、事務局が説明をしたとおりです。申請者が周辺所有地を調査したところ未転用となっており、整理したいとして始末書添付の上申請となりました。止むを得ないと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第35号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第36号上程 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
(4件)

議長（条会長） 次に、議案第36号 農地法第4条及び第5条の規定による許可

申請についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する議事参与の制限に該当いたしますので、7番 新田恭一委員におかれましては、議場から退出願います。

(7番 新田恭一委員が退出する。)

それでは、事務局に議案の説明をいたさせます。

小嶋主席主幹 番号1から4までの案件につきましては、関連がありますので一括して説明をいたします。

それでは、まず番号1についてご説明いたします。

申請人、土地の所在等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字上矢行地(かみやぎょうじ)・畑・1筆・37平方メートルで、昭和60年に贈与により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、高篠中学校の北西約550メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地拡張です。

申請人は申請地の隣接地に居住しており、平成9年に既存住宅を建築した時に、申請地へ排水管及び柵がはみ出しており、この度、農地転用の許可を受けていないことが判明したため、農地に復旧することも難しいことから、現状の排水管及び柵の占用部分を分筆登記し、今後も引き続き、現況の状態で使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

申請地の隣接の農地の所有者は申請者本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

現地を確認しましたところ、申請どおり、住宅からの排水管と柵が隣接宅地と一体使用されていました。

つづきまして、番号2について説明をいたします。

申請人、土地の所在等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字上矢行地(かみやぎょうじ)・畑・1筆・27平方メートルで、昭和60年に贈与により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、高篠中学校の北西約550メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが墓地用地です。

先祖代々のお墓を昭和61年頃に改修し使用してきましたが、この度調査をしたところ申請地の農地にもかかっていることが判明しました。農地に復旧することも難しいことから、現状のお墓を分筆登記し、今後も引き続き、現況の状態で使用していきたいとして始末書添付の上、申請されました。

申請地の隣接の農地の所有者は申請者本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われま

す。現地を確認しましたところ、申請どおり墓地として使用されていました。

つづきまして、番号3について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字上矢行地（かみやぎょうじ）・畑・1筆・200平方メートルで、昭和60年に贈与により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、高篠中学校の北西約550メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、自己用住宅用地です。

譲受人は現在、借家に住んでおりますが、結婚を機に自己用住宅を建築したいと思っていたところ、譲渡人の祖父の土地を貸してもらえる話があり、将来子供ができたときなど安心して面倒をみてもらえたり、また、両親及び祖父母の様子もわかることから申請地に自己用の住宅を建築したいと分筆登記し、このたび転用申請されました。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接の農地の所有者は申請者本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われま

す。現地を確認しましたところ、畑として使用されていました。

つづきまして、番号4について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字上矢行地（かみやぎょうじ）・畑・1筆・117平方メートルで、昭和60年に贈与により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、高篠中学校の北西約550メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、進入路用地です。

申請地は譲受人が所有する宅地に秩父市が所有する水路をまたいで隣接し市道へと接続しており、譲受人及びその家族等が住宅へ入るために昭和59年頃より転用許可の無いまま、譲渡人の所有する本申請地を住宅への進入路用地として使用してきたとのことでした。

このたび、譲受人の住宅へ車両通行可能な進入路がなく、今後も住宅への進入路として使用していきたいことから分筆登記し、申請人からの始末書を添付のうえ申請されました。

なお、秩父市所有の水路の占用許可についても、あらためて市道路管理課へ現在相談中であり、申請予定となっております。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接の農地の所有者は申請者本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

現地を確認しましたところ、進入路として使用されていました。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番（高橋委員） 議案第36号 番号1から番号4について意見を申し上げます。まず、番号1と番号2は第4条申請で番号1は住宅排水設備の敷地で番号2は墓地用地でともに始末書が添付されております。いずれも致し方ないと判断します。番号3については、孫夫婦が住宅を建て転入してくるということで良いことだと思えます。番号4については住宅の進入路で以前から使用されており、無くすわけにもいかず、始末書添付の上申請されました。止むを得ないと判断します。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第36号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

7番 新田恭一委員に入室を願います。

(7番 新田恭一委員が入室する。)

議案第37号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (25件)

議長(条会長) 次に、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1について説明します。

まず、番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、阿保町 畑 1筆 217㎡で平成14年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の10ページをご覧ください。申請地は、秩父第一中小学校から西北西に約560m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しました。

転用目的は店舗用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は現在、申請地に隣接する宅地上でコンビニエンスストアを経営しており、当申請地につきましても、現状、来客用の駐車場5台分として使用されている状態です。農地に復旧することも難しく、現況のまま店舗用地として使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

資金調達計画はございません。また、隣接に農地はなく、周囲の営農状況に支障が生じることもありません。なお、申請地は、隣接する宅地5筆と一体で利用されており、敷地面積の合計は面積は1216.27㎡となります。

現地を確認しましたところ、アスファルトが敷かれ、駐車場となっております。

高野参与 私からは、番号2、番号3について説明いたします。

はじめに、番号2ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 2筆 366平方メートルで、秩父病院の東200メートル付近に位置し、平成28年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、宅地分譲用地です。

申請事由ですが、申請地は用途地域内にあり、宅地化が進んでいる地域で、市

街にも近く、住宅地として利便性が良いため、譲受人が買受、宅地分譲用地として販売し、地域への貢献及び業務の発展を図りたいと申請されたものです。事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題はないと思われます。また、隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響は無いと考えられます。現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

次に、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 甲勘定 畑 1筆 305平方メートルで、影森中学校の北東に隣接し、平成26年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在、市内のアパートにて生活しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭となってきたため、自己住宅の建築を計画していたところ、申請地を譲り受けることとなり申請されたものです。

設計図、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われます。

また、隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ不耕作地でした。

小嶋主席主幹 それでは、番号4についてご説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字宿西（しゅくにし）・畑・1筆・181平方メートルで、平成5年に相続により取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北東約670メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は店舗用地です。

申請事由ですが、現在、譲受人の夫が大野原地内において移動型店舗による焼き鳥販売を営んでいますが、同じ地域内において定着した店舗を夫と共に計画していたところ、幹線市道及びパチンコ店に隣接し、人の賑わいも見込める申請地を紹介され、このたび譲渡人より申請地を売買できる話がまとまったため、ここに焼き鳥販売の店舗を建設し、店舗用地として使用したいとして申請されまし

た。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接の農地の隣接農地所有者は申請者本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われま

す。申請地を確認しましたところ、休耕地となっておりましたが、草刈り等の保全管理がされておりました。

つづきまして、番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字宿東（しゅくひがし）・畑・2筆・1，092平方メートルで、平成17年に相続により取得した土地です。

案内図14ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北東約830メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は店舗用地です。

申請事由ですが、譲受人は申請地の隣接に物販店舗を新築するにあたり、建物敷地内だけでは駐車場が不足するため、隣接となる申請地を譲渡人から借り受けて、物販店舗の駐車場として使用したいと申請されました。

資金調達計画は整っており、また、申請地に隣接の耕作農地はありませんでした。

申請地を確認しましたところ、不耕作地となっておりました。

つづきまして、番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字下小川（しもおがわ）・畑・1筆・323平方メートルで、平成26年に相続により取得した土地です。

案内図15ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北北西約1,100メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、自己用住宅用地です。

譲受人は現在、皆野町に居住し親の会社に勤めており、近い将来に会社を引き継ぐことも考えなければならず、また子供の世話や近くに小学校もあることなども考え、貸渡人である親とも相談したところ、申請地を貸してもらえ

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。

現地を確認しましたところ、畑として使用されていました。

つづきまして、番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字祝キ（のぞき）・畑・1筆・94平方メートルで、平成12年に相続により取得した土地です。

案内図16ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅の南西約280メートル付近にあり、立地の基準としましては、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化の傾向が著しい中にある同程度の農地として、第3種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、旅館用地拡張です。

申請地は昭和58年頃より、旅館の本館と浴場の結ぶ渡り廊下として使用されていましたが、このたび旅館を譲受人が購入し調査をしたところ農地であることが判明しました。今後旅館として営業をしていきたいことから農地に復旧することも難しいため、今後も引き続き、現況の状態で使用していきたいとして始末書添付の上、申請されました。

なお、市道から旅館への進入路の一部について、同様に農地であることが判明しましたが、こちらについては農業振興地域となっているため、農業振興地域除外の申請を行う予定とのことであり、除外認定後に5条申請を予定されております。

土地購入の資金調達計画は整っており、申請地の隣接の農地の隣接農地所有者は申請者本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われれます。

現地を確認しましたところ、旅館の本館と浴場の結ぶ渡り廊下が建っております。

つづきまして、番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字栃谷入（とちやいり）・畑・1筆・1,705平方メートルで、平成12年に相続により取得した土地です。

案内図17ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北北東約1,500メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の

農地として、第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、平成22年に成立した法人で、太陽光発電システムの販売及び工事、太陽光発電事業等の再生可能エネルギー発電事業及び売電事業にする業務を目的の一つとしております。

譲渡人は血縁者に農地を引き継ぐものがなく、借り手も見つからないまま長期にわたり休耕地となってしまうところ、太陽光発電事業等を行う譲受人が、太陽光パネルが十分に配置できることから、この土地を買い受け、太陽光発電施設を設置したいと申請されました。

事業計画では、太陽光パネル324枚と、付属の機器等をそれぞれ設置することになっています。

資金計画等も整い、発電事業計画についての認定、電力需給契約についての承諾を得ていますので、計画上問題は無いと思われれます。

また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われれます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

斎藤事務局長 番号9から番号11について説明します。

まず、番号9ですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字押廻し畑 2筆 1, 652平方メートルで、平成13年及び平成21年に相続により取得した土地です。

案内図の18ページをご覧ください。申請地は、尾田蒔公民館の北東約800メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。また、いずれの申請地も秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

譲受人は、平成8年に成立した法人で、太陽光発電事業の管理、機器の製造、販売に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、申請地を借り受けて、太陽光発電施設として転用するものです。

譲渡人は耕作も出来ず維持管理も大変であり、耕作する後継者もいないため、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、申請地を有効活用

すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

事業計画では、太陽光パネル324枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

隣接農地所有者からの承諾書も添付されており、周辺農地への影響は特にないと思われます。

現地を確認したところ、草が繁茂し原野化しておりました。

次に、番号10について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字坪ノ内 畑 2筆 884平方メートルで、平成元年相続により取得した土地です。

案内図の19ページをご覧ください。申請地は、尾田蒔公民館の東120メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。また、いずれの申請地も秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

申請事由ですが、事務所兼倉庫、資材置場、駐車場4台分として転用するものです。

譲受人は水道設備業を営んでおり、同地で平成12年頃から事務所、資材置場などに利用しており始末書も添付されております。しかしながら、このたび国道299号拡幅工事のため、余儀なく移転する運びとなり永年利用していた同地の残地へ建て替えを希望しており申請されました。

資金調達計画も整っており、隣接農地は無く、周辺の営農への影響は特にないと思われます。

現地を確認したところ、事務所、倉庫、駐車場用地になっておりました。また、奥の土地は保全管理状態でした。

次に、番号11ですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、田村字上万地 畑 1筆 2,228平方メートルの内628平方メートルで、平成17年相続により取得した土地です。

案内図の20ページをご覧ください。申請地は、国道299号ミュージックパーク北側入口から南南西約700メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は申請地を借り受けて、太陽光発電施設として転用するものです。

譲渡人は高齢により耕作も出来ず維持管理も大変であり、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、後継者である譲受人も遠方に居住しており耕作できないため検討した結果、申請地の陽当たりのいい部分に、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

事業計画では、太陽光パネル244枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

隣接農地は自作地のみで、周辺の営農への影響は特にないと思われま。現地を確認したところ、転用部分については保全管理状態で、その他は梅が植えられていました。

新井主席主幹 番号12について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は下吉田 字 取方 畑 1筆 618㎡で、平成4年に相続により取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。申請地は吉田小学校の南東約530m付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は工場用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人はプリント配線板の製造販売等を営んでいる法人ですが、平成6年ころ、農地法の手続きを行わないまま、本申請地を借り受け通用道路及び守衛所、緑地帯として使用してきました。会社の正門に当たる場所であることから、今後も引き続き使用していきたいとして始末書添付の上、申請されたものです。

現地を確認しましたところ、正門、通用道路、守衛所、緑地帯として使用されてきました

それでは、番号13について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。
案内図の 21 ページをご覧ください。

申請地は、県道下小鹿野 吉田線 釜の上農園村交差点から南南東に約 1700 m 付近に位置しています。

申請地は、下吉田 字 藤六（とうろく） 畑 3 筆 1840 m²で、平成 14 年に相続で取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

譲受人は、昭和 58 年に成立した法人で、一般住宅建築請負業、産業廃棄物の収集、運搬及び処理等を行っています。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、資材置き場として転用するものです。

譲受人は申請地に近い下小鹿野に居住しており、資材置き場として小鹿野町に土地を借りていますが、土地を返却することから事業所から近い申請地に資材置き場を作ることを計画しました。

事業計画書によると、碎石や砂、建設残土などの置き場や所有する 2 t、4 t トラック 4 台、重機 3 台などを保管する場所として使用する計画です。なお、敷地内には養蚕小屋、穀物貯蔵小屋として使用していた建物が残っていたことから始末書添付の上申請されました。

なお、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用区域とされた農用地でしたが、令和元年 7 月 31 日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

現地を確認したところ、以前は雑草がはびこっていましたが、現在は草刈りがされてきれいになっていました。また、申請書のとおり倉庫建物が 2 棟、敷地内に建っていました。

番号 14 から 23 について一括して説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書 11 ページから 14 ページに記載のとおりです。

立地の基準につきましては、いずれの土地も「中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地」として、第 2 種農地と判断いたしました。

借受人は、平成 8 年に成立した法人で、太陽エネルギーを利用した機器の製造、販売ならびに研究を業務の一つとしております。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

個別にみてまいります。

番号14については、下吉田 字 番戸（ばんど） 畑2筆 1527平方メートルで、平成22年に贈与で取得した土地です。

位置は案内図22ページのとおりです。不耕作地となっていました。

番号15については、吉田久長 字 南原（みなみはら） 畑3筆 943平方メートルで、昭和53年に売買で取得した土地です。

位置は案内図23ページのとおりです。ぶどうは伐採されていましたがぶどう棚が残っている状態でした。

番号16については、吉田久長 字 反町（そりまち） 田1筆 963平方メートルで、平成30年に相続で取得した土地です。

位置は案内図23ページのとおりです。不耕作地となっていました。

番号17については、吉田久長 字 田中（たなか） 田2筆 1685平方メートルで、昭和58年に売買で取得した土地です。

位置は案内図23ページのとおりです。不耕作地となっていました。

番号18については、下吉田 字 新田原内南（しんでんばらうちみなみ） 畑1筆 866平方メートルで、平成20年に相続で取得した土地です。

位置は案内図4ページのとおりです。よく管理された農地でした。

番号19については、下吉田 字 小暮（こぐれ） 畑1筆 1176平方メートルで、昭和62年に贈与により取得した土地です。

位置は案内図24ページのとおりです。手入れがされていない桑畑で荒れた状態でした。

番号20については、下吉田 字 井上（いのうえ） 畑1筆 1143平方メートルで、平成13年に相続で取得した土地です。

位置は案内図25ページのとおりです。不耕作で荒れた農地となっていました。

番号21については、下吉田 字 井上（いのうえ） 畑2筆 1539平方メートルで、昭和48年に相続で取得した土地です。

位置は案内図25ページのとおりです。不耕作で荒れた農地となっていました。

番号22については、下吉田 字 井上（いのうえ） 畑1筆 田3筆 1406平方メートルで、昭和58年と平成13年にそれぞれ相続で取得した土地です。

位置は案内図25ページのとおりです。不耕作地で荒れた農地となっていました。

番号23については、下吉田 字 井上（いのうえ） 畑1筆 1202平方

メートルで、平成26年に相続で取得した土地です。

位置は案内図25ページのとおりです。桃や柿などの樹園地ですが手入れがされてなく荒れた状態でした。

申請事由ですが、主な理由としては貸渡人が高齢になったり、或いは勤めの関係などで農地の管理に手が回らなく、今後農業を拡張する予定もなく農業後継者の確立も困難な状況であり、日頃から草刈り農地の管理に困っている状況から、借受人が土地を借り受け、太陽光発電施設を設置することで土地の有効利用を図りたいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、番号15については平成30年7月2日付で、番号17、20は平成30年12月27日付けで、それ以外は令和元年7月31日付で農用地から除外する旨の決定を受けております。

(番号14、16、18、19、21、22、23は令和元年7月31日付)

事業計画では、太陽光パネル252枚～324枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

それぞれ、資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ています。東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについても承諾を得ております。また、隣接農地の所有者の承諾書も添付されていることから、周辺との問題も特に無いと思われませんが、周囲も含めだいたい荒れた土地もあり、隣地境界が分かりづらい場所もあることから、農業委員さんから隣接地の境界確認は慎重に行うよう指摘を受けたため、その旨、借受人にも念を押しておきました。

南主事補 番号24について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川日野字和田 畑1筆 200㎡で、昭和59年に相続で取得した土地です。

案内図の26ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州日野駅から、南南西に600m付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました、

申請事由ですが、譲受人の両親の面倒を見るため実家へ戻りたいが、実家の建物は老朽化が進み生活上不便なため新たに建築したいとして申請されました。

また、譲渡人は申請地に昭和40年頃より農機具用の物置小屋を建築し使用し

ております。

今回、物置小屋を取り壊しての建築となりますが、こちらにつきましては始末書が添付されております。

更に、今回建築する住宅の排水経路が譲渡人所有の農地を通る計画となっておりますが、こちらにつきましても後日一時転用の申請を行うことを約束しており、経緯書も提出する予定となっております。

なお、申請地は秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

現況を確認しましたところ、物置小屋として使用されておりました。

番号25について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川贅川字上平 畑1筆 717平方メートルで、平成24年に相続で取得した土地です。

案内図の27ページをご覧ください。

申請地は、国道140号日向橋より北東250メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共物資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、平成29年に成立した法人で、太陽光の発電事業並びに管理及び運営に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を譲り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

譲受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に適しているとして、申請地を買い受け太陽光発電施設を設置し、土地を有効に活用することを計画しました。

申請地には現在、昭和40年頃から使用されていた物置がありますが、こちらについては始末書が添付されております。

隣接する宅地についても建物を解体して一体利用する計画となっており、申請地と合わせた面積は948.14㎡となります。

事業計画では、太陽光パネル208枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っています。また、経済産業省から発電設備について認定を

得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

隣接の農地所有者からも転用に差し支えない旨の承諾書が添付されており、周辺の営農に被害が生じることはないものと思われまます。

現況を確認しましたところ、不耕作地となっております。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。暫時休憩いたします。

（休憩：4時15分～4時25分）

議長（糸会長） 休憩前に引続き会議を再開いたします。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりですが、周辺の宅地化の状況、3種農地であり、22年位前からコンビニの駐車場に使われており始末書も添付されており、元にも戻せない状況を鑑み止むを得ないと判断してまいりました。

よろしくご審議の程お願いします。

11番（豊田委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。3種農地であり周辺は住宅化されているため、問題ないと考えます。皆さんの判断をお願いします。

3番（高橋委員） 番号3について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。譲受人は市内のアパートへ住んでおり手狭になったため住宅地を探しておりました。周辺は住宅化が進んでいる第3種農地であることから、止むを得ないと判断しました。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

7番（新田委員） 番号4から番号7について意見を申し上げます。まず番号4ですが、事務局の説明のとおりで、譲受人は移動店舗の焼き鳥店をしておりますが、固定店舗の土地を探しておったところ、この土地に巡り合い場所的にも最適であると思えます。止むを得ないと判断します。

次に番号5ですが、スポーツ店があった跡地がドラッグストアになり、駐車場が手狭であるため申請地を駐車場用地にするため、止むを得ないと判断します。

次に番号6ですが、実家の傍の土地へ住宅を建て会社も引き継ぐということであり、止むを得ないと判断しました。

次に番号7ですが、申請地は元旅館でしたが譲受人が買い今後リニューアルする予定とのことですが、このたび渡り廊下部分が未転用だったことが分かり

3種農地でもあり止むを得ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

2番（横田委員） 番号8について申し上げます。ここは傾斜地になっており動物もかなり出てきます。周辺農地への影響もないので止むを得ないものと思います。よろしくご審議お願いします。

8番（豊田委員） 番号9について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。譲渡人は病気であったり、後継者も無く管理できないようです。申請地はかなり荒れておりますので止むを得ないと思います。

次に番号10ですが、国道299号の拡幅工事の移転であり、裏は以前竹林だったのですが、今はきれいに整地されております。残地への移転であり問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

11番（豊田委員） 番号11について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。広い土地の約3分の1で太陽光発電を行う。最近では珍しく自分でやるようですが、分筆出来ない理由書が添付されておりますが、事務局とも相談し止むを得ないと判断に至りました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

13番（彦久保委員） 番号12について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。既に20年以上前から工場敷地の一部になっており止むを得ないと思います。

次に番号13ですが、前は荒地だったんですが最近綺麗になったと思っていたらこの申請が出てきたという状況です。こちらも止むを得ないと判断しました。

次に番号14ですが、こちらも以前荒地だったところできれいに使ってもらえれば止むを得ないと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

4番（高野委員） 番号15から番号17は、以前番場推進委員が苦勞して耕地整理をしようとしたが出来なかった所ですが、いずれも不耕作地で将来荒れてしまうのであれば、太陽光も致し方ないと判断しました。番号18についても同様です。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

13番（彦久保委員） 番号19について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。同じく太陽光施設ですが、こちら荒地で綺麗に管理されるのであれば、止むを得ないと判断しました。ご審議をよろしく申し上げます。

1番（新井委員） 番号20から番号23について意見を申し上げます。いずれ

の農地も管理されておらず非常に荒れた状態で現地に行くのも大変なところでした。太陽光施設にして管理されるのであれば致し方ないと判断しました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

6番（石橋委員） 番号24について意見を申し上げます。事務局の説明のとおりで、親が高齢になり子どもがUターンして住宅を建てるということですので、大変良いことだと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

11番（豊田委員） 番号25について意見を申し上げます。事務局と現地確認しましたが、現在物置等が建っていますが取り壊して太陽光施設を設置することですが、特に問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第37号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第38号上程 農用地利用集積計画の決定について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第38号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 それでは番号1について説明をいたします。

本案につきましては、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和元年8月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、太田 字 中道畑 1 筆 3,200 m²です。

土地の所在につきましては、案内図の 28 ページをご覧ください。申請地は、大田小学校から北に約 750 m 離れた場所にあります。

利用権を設定する期間は、令和元年 12 月 1 日から 10 年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8 番（豊田委員） 議案第 38 号 番号 1 について意見を申し上げます。先日事務局と確認してきました。そばが作付けされておりました。周辺は大田営農が既に管理しております。特に問題はないと思われまます。よろしくご審議のほどお願いします。

4 区（大島推進委員） 番号 1 について意見を申し上げます。現地は耕作するには良い土地です。中間管理機構から担い手へ有効活用ができるので非常に良いことであると思えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 38 号について市長からの申出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第 39 号上程 農用地利用配分計画の意見について （1 件）

議長（糸会長） 次に、議案第 39 号 農用地利用配分計画の意見について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第 39 号 番号 1 農用地利用配分計画について 説明を

いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和元年8月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などにたいし、判断をお願いするものです。計画の内容を申し上げます。

案内図の29ページをご覧ください。

このたびの配分計画に掲げられております下吉田 字 兎田における計画地、4筆、3,922平方メートルにつきましては、令和元年第7回総会、議案第33号におきまして農用地利用集積計画を決定していただいたものです。埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手へ配分する計画です。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。

なお、この配分が決定した後には、借受人は、エゴマを栽培する計画です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（高野委員） 議案第39号 番号1について意見を申し上げます。先日事務局と確認してきました。借受人も既に周辺を管理しております。特に問題はないと思われまます。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（齋藤推進委員） 番号1について意見を申し上げます。現地は耕作に適しており良い土地です。借受人もエゴマ栽培を周辺にも多く耕作しています。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お

諮りいたします。議案第39号について農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長へ答申することにご異議ございませんか。

(無しという人あり)

議長(衆会長) 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。

議案第40号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

議長(衆会長) 次に、議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

斎藤事務局長 議案第40号について説明をいたします。議案書の18ページをご覧ください。

本案は、下吉田字釜ノ上 畑1筆、297平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

申請地は吉田総合支所から北東約500メートル付近です。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長(衆会長) 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(衆会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「無し」という人あり)

議長(衆会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決いたします。議案第40号について農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手する人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第41号上程 土地改良法第3条第8項の規定による農用地として利用する旨の申出について (4件)

議長(衆会長) 次に、議案第41号 土地改良法第3条第8項の規定による農用

地として利用する旨の申出について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第41号 番号1から番号4について 説明をいたします。

農用地以外の土地を土地改良事業区域に含め、今後農用地として利用することについて、土地改良法第3条第8項の規定により、農業委員会に農用地として利用する旨の申出をし、農業委員会の承認を得ることが必要になります。

議案書番号1から番号4をご覧ください。本案件につきましては、山林、墓地から農用地として利用するために、4名の方から申出がありました。申出地の所在につきましては、案内図30ページをご覧ください。大田小学校の北北西、約750m付近に点在しています。

本案件につきまして、承認いただいた後は、申出者に対し、申出を受理した旨の通知書を送付いたします。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4区（大島推進委員） 議案第41号について意見を申し上げます。土地改良をして農地として利用されることについては非常に良い事だと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号について申出を承認することに、ご異議ございませんか。

（無しという人あり）

議長（衆会長） 異議なしと認めます。よって、本案は、申出のとおり承認することに決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（衆会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和元年第8回定例総会を閉会いたします。